

## 反社会的勢力排除に関する確約書

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター 御中

当社は、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(以下「貴センター」という。)に対し、貴センターとの間で締結された全ての契約(今後、新たに締結される契約を含み、以下、総称して「本契約」という。)について、以下のとおり、確約いたします。

1. 当社は、現在及び将来にわたって、自ら及び自らを代理又は媒介をする者その他の関係者が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等
  - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (8) 特殊知能暴力集団
  - (9) その他前各号に準ずる者(以下、(1)から(9)を総称して「反社会的勢力」という)
2. 当社は、現在及び将来にわたって、自ら及び自らを代理又は媒介をする者その他の関係者が前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という)との関係において以下の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約する。
  - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されていること
  - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与していること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるために、反社会的勢力等を利用していること
  - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していること
  - (5) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を持っていること
3. 当社は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴センターの信用を棄損し、又は貴センターの業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 当社は、前各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合並びに第1項及び第2項に基づく表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合、貴センターが何らの催告なしに本契約を解除することを異議なく承諾する。
5. 当社は、前項により貴センターが本契約を解除した場合、当社に損害が生じても、貴センターに対して一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないことを表明、確約する。
6. 当社は、本確約書の規定と本契約の規定との間に齟齬が生じる場合には、本確約書が優先して適用されることを異議なく承諾する。

令和 年 月 日

(住所)

(組織名)

(代表者役職)

(代表者氏名)

(印)